
4 5 0 1. AWB予備情報登録

業務コード	業務名
A A W	AWB予備情報登録

1. 業務概要

航空機の到着前にAWB情報を事前に仮登録する。また、1到着便に対しての分割入力も可能である。

なお、本業務は入力された到着便名に対して「AWB情報登録（輸入）（ACH）」業務または「AWB情報訂正（CAW）」業務（以下、AWB情報登録業務という。）が行われるまでは随時入力が可能である。

（1）登録の場合

AWB予備情報の登録を行う。

（2）訂正の場合

本業務により登録されたAWB予備情報に対し、訂正を行う。

（3）削除の場合

本業務により登録されたAWB予備情報に対し、削除を行う。

2. 入力者

航空会社

3. 制限事項

- ① 1業務で入力可能なAWB件数は、最大10件とする。
- ② 1到着便で登録可能なAWB件数は、最大500件とする。
- ③ スプリットの登録は、最大30便とする。
- ④ 1AWBで登録可能な到着空港数は、最大5空港とする。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

- ① システムに登録されている利用者であること。
- ② 入力された到着便名に対して既に本業務が行われている場合は、その利用者と本業務の入力者が同一であること。

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（B）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

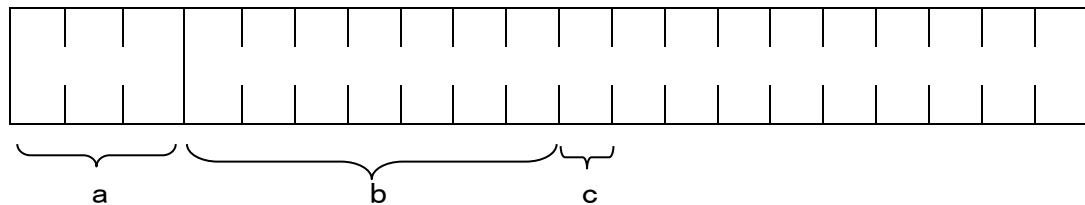
(3) AWB番号チェック処理

入力されたAWB番号が以下の条件を満たす場合は、チェックを行う。

- ①AWB番号が10桁または11桁で、かつ一連番号部（4～9または10桁目）が数字である。
- ②本業務によりチェックデジット・チェック不要の旨が入力されていない。

・チェックデジット・チェック方法

一連番号部を7で除し、その余りとチェックデジットの数値が等しいことをチェックする。



a : プリフィックス部（3桁）

b : 整数の一連番号部（6～7桁）

c : チェックデジット（1桁）

$$b \div 7 = \alpha \text{ 余り } \beta$$

$$\beta = c \text{ (} \beta \neq c \text{ はエラー)}$$

図 チェックデジット有りのAWB番号構成

(4) 輸入便情報DBチェック

(A) 登録の場合

入力された到着便名に対する輸入便情報が輸入便情報DBに存在する場合は、AWB情報登録業務が行われていないこと。

(B) 訂正、削除の場合

- ①入力された到着便名に対する輸入便情報が輸入便情報DBに存在すること。
- ②入力された到着便名に対してAWB情報登録業務が行われていないこと。
- ③入力されたAWB番号が登録されていること。

(5) 輸入貨物情報DBチェック

(A) 登録または削除の場合で、入力されたAWB番号に対する輸入貨物情報DBが存在する場合は、以下のチェックを行う。

- ①HAWBでないこと。
- ②ULDでないこと。
- ③「貨物取扱登録（改装・仕分）（CHS）」業務により仕分けられた仕分け親または仕分け子でないこと。ただし、スプリット情報仕分けの仕分け親は除く。
- ④「搬入確認登録（システム対象外保税運送）（OIN）」業務がされている場合は、航空貨物として登録されていること。
- ⑤入力された到着便名に対してAWB情報登録業務が行われていないこと。
- ⑥登録の場合、入力された到着便名に対して本業務が行われていないこと。
- ⑦削除の場合、入力された到着便名に対して本業務が行われていること。
- ⑧削除の場合、貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）の本申告または貨物到着前輸入申告扱いの輸入（引取）申告が行われていないこと。
- ⑨輸入申告等の輸入通関手続き（予備申告（Z申告、T申告、J申告、U申告またはS申告）は除く）がされていないこと。ただし、貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）、貨物到着前輸入申告扱いの輸入（引取）申告または到着即時輸入申告扱い（税関空港で貨物を引き取る場合また

は航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（U申告またはS申告）で輸入許可となった貨物を除く。

⑩貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）が行われている場合で、申告時の通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港で本業務が行われた場合は、到着空港揚貨物であること。

⑪貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）が行われている場合で、申告時の通関予定蔵置場の所属空港と異なる税関空港で本業務が行われた場合は、到着空港揚貨物、マル仮貨物（ULDは除く）、国内向け機移し貨物（ULDは除く）、システム内他空港向一括保税運送貨物（ULDは除く）であること。

⑫貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）の本申告起動後または貨物到着前輸入申告扱いの輸入（引取）申告後に本業務が実施された場合は、以下のチェックを行う。

- ・貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）の本申告起動後の場合、本申告にてエラーとなっていないこと。
- ・輸入許可がされていること。

（B）訂正の場合は、以下のチェックを行う。

①入力されたAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在すること。

②HAWBでないこと。

③ULDでないこと。

④CHS業務により仕分けられた仕分け親または仕分け子でないこと。ただし、スプリット情報仕分けの仕分け親は除く。

⑤OIN業務が行われている場合は、航空貨物として登録されていること。

⑥入力された到着便名に対してAWB情報登録業務が行われていないこと。

⑦入力された到着便名に対して本業務が行われていること。

⑧貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）の本申告または貨物到着前輸入申告扱いの輸入（引取）申告が行われていないこと。

⑨輸入申告等の輸入通関手続き（予備申告（Z申告、T申告、J申告、U申告またはS申告）は除く）がされていないこと。ただし、到着即時輸入申告扱い（税関空港で貨物を引き取る場合または航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（U申告またはS申告）で輸入許可となった貨物を除く。

5. 処理内容

（1）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(2) 輸入便情報DB処理

(A) 登録の場合

(a) 入力された到着便名に対する輸入便情報が輸入便情報DBに存在しない場合は、以下の処理を行う。

- ① 輸入便情報を作成する。
- ② AWB予備情報を登録する。
- ③ AWB予備情報登録が行われた旨を登録する。

(b) 入力された到着便名に対する輸入便情報が輸入便情報DBに存在し、かつ入力されたAWB番号に対するAWB予備情報が存在しない場合は、以下の処理を行う。

- ① AWB予備情報を登録する。
- ② AWB予備情報登録が行われた旨を登録する。

(B) 訂正の場合

AWB予備情報の訂正を行う。

(C) 削除の場合

AWB予備情報の削除を行う。

(3) 輸入貨物情報DB処理

(A) 登録の場合

(a) 入力されたAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在しない場合は、以下の処理を行う。

- ① 輸入貨物情報を作成する。
- ② AWB予備情報を登録する。
- ③ AWB予備情報登録が行われた旨を登録する。

(b) 入力されたAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在し、かつ入力された到着便名に対するAWB予備情報が存在しない場合は、以下の処理を行う。

- ① AWB予備情報を登録する。
- ② AWB予備情報登録が行われた旨を登録する。
- ③ 貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）の登録がされたAWBについて、本申告起動前に、本業務により以下のいずれかの旨を入力した場合は、予備申告（本申告自動起動）（Z申告）を行う旨に変更する。
 - ・ スプリット貨物である。
 - ・ 申告時の通関予定蔵置場の所属空港と異なる税関空港における、到着空港揚貨物、他空港向一括保税運送貨物、マル仮貨物または国内向け機移し貨物である。
 - ・ 申告時の通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における到着空港揚貨物で、かつ申告時に登録した個数、重量、到着便名、入港年月日及び取卸港と異なる内容である。

(B) 訂正の場合

AWB予備情報の訂正を行う。

(C) 削除の場合

AWB予備情報の削除を行う。

(4) 重量換算処理

入力重量がポンドの場合は、キログラム単位への換算を行う。

①換算式

入力重量×0.45359

(1ポンド=0.45359キログラムとする)

②端数処理

小数点以下第2位を切り上げ、小数点以下第1位が5以下の場合は5とし、6以上の場合は整数位1位へ切り上げ、小数点以下第1位は0とする。

(例) 10.46→10.5

10.56→11.0

(5) 本申告自動起動処理

貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）の旨が登録されている場合で、後述の条件を満たした場合は、入力されたAWB番号に対する本申告（輸入申告、蔵入・移入・総保入承認申請）が自動起動される。

(A) AWBの自動起動

貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）の登録がされ、かつ以下の条件を満たした場合は、入力されたAWBに対する本申告（輸入申告、蔵入・移入・総保入承認申請）が自動起動される。

①スプリット貨物でない。

②申告時の通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港で本業務がされ、かつ到着空港揚貨物として登録されている。

(B) HAWBの自動起動

AWBに貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（J申告）の登録がされているHAWBが存在する旨が登録されている場合で、前述のAWBの自動起動の条件を満たし、当該HAWBが仮陸揚貨物でない場合は、当該HAWBに対する本申告（輸入申告、蔵入・移入・総保入承認申請）が自動起動される。

なお、入力されたAWBについて、上記HAWBの自動起動条件を満たし、かつ以下のいずれかの条件を満たした場合は、予備申告（本申告自動起動）（Z申告）を行う旨に変更する。

①「ULD引取情報登録（UDA）」業務、「貨物確認情報登録（PKG）」業務、「貨物確認情報訂正（CPK）」業務またはOIN業務が行われている。

②本業務またはAWB情報登録業務により、以下のいずれかの登録がされている。

・運送種別が不明である。

・申告時の通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における到着空港揚貨物以外の到着便情報が登録されている。

(6) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については、「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者